

みずみいろちくかっせいかけいかく
水見色地区活性化計画



静岡県・静岡市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	水見色地区活性化計画			計画期間	平成21年度～平成23年度
都道府県名	静岡県	市町村名	静岡市	地区名	水見色地区

目 標

当地区で営まれる農業や茶づくり、山里の暮らし、伝わる技や文化を見直し、農林水産物加工販売施設において、特色ある商品の加工・販売おこない水見色ブランドを確立する。また、食体験、地域資源を活用した農林業体験事業及び他施設との連携により交流人口の増加を目指す。具体的な目標として、現状の交流人口17千人(H18・3千人、H19・7千人、H20・7千人)を、36千人(H21・11千人、H22 12千人、H23・13千人)に増加させる。

なお、静岡県では「静岡県農林水産業新世紀ビジョン」を策定し、農山村地域の活性化のため、平成22年度までに農山村活性化人口(中山間地域の定住人口と1日当たり交流人口の合計値)666千人/日を目指し、グリーン・ツーリズムを通じた活性化施設等の支援を行い当地区もモデルとして推進を図っているところである。

目標設定の考え方

地区の概要

水見色は静岡市中心部より北西に18キロほど離れた地区で、藁科川支流の水見色川上流部に位置しており、人口は平成20年9月現在249世帯581人である。基幹産業は茶業で、地形を利用した傾斜地に茶畑が列を成しており、「本山茶」の産地として独自の発展を遂げてきた。更に環境と農業生産の調和に配慮する取組活動も盛んで、平成14年度には全国環境保全型農業推進会議会長賞を受賞している。文化面では神楽など伝統行事の継承地として、観光面ではほたるの鑑賞地として、更に平成18年度に完成した「高山市民の森」のハイキング基点地として、近年地域資源を活用した交流事業に力を入れている地区である。

現状と課題

当地区はお茶を基幹作物としている農家がほとんどであるが、農業従事者の高齢化や、近年の茶価低迷から農業離れ、後継者不足、肥料、農薬などの価格上昇で農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

一方で当地区は都市部と近接しており、「高山市民の森」開設により、都市住民等来訪者が増加している。この地理的、環境的利点を生かし、今後は農林水産物加工販売施設を通じた農家の自立・地域住民と都市住民等の交流機会促進などにより都市連携型山村に転換していくことが課題である。

今後の展開方向等

農林水産物加工販売施設を設置することにより、協働生産活動の場を創出し、農家女性や高齢者のマンパワーを最大限活用し、当地区でしか味わえない安心安全な製品を提供する。また、「高山市民の森」をはじめとして、ほたる鑑賞、伝統芸能などの地域資源を活用するとともに、施設を拠点とした食体験や農林業体験を織り交ぜ交流事業を促進していく。当地区の魅力ある製品と地域資源を内外にPRすることで水見色ブランドの定着を目指し、農業を中心とした循環型社会の形成を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
静岡市	水見色地区	地域資源活用総合交流促進施設 (農林水産物直売・食材提供供給施設)	きらく市運営委員会	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

水見色地区(静岡県静岡市)	区域面積	883ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係 当該地区は総面積883haのうち、農林地が790haで全体の89%を占めている。また、農林業従事者は、437人で就業人口に占める割合は73%で、農林業が最重要な地区である。		
②法第3条第2号関係 当該地区の人口減少は顕著で(H11・659人～H20・581人で11.84%減)、高齢化率も43.89%と高水準である。地区活性化のためには都市部との連携を視野に入れた地域間交流を促進することが必要不可欠な地区である。		
③法第3条第3号関係 当該地区は農業振興地域であって、居住地が点在しているのみで市街地を形成している区域はない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

該当なし

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	備考	
建築物				
工作物				
計				

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<h1>該当なし</h1>	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標は、地域内交流人口を17千人から36千人に増加することとしており、計画最終年度の翌年度6月までに実施主体である「きらく市運営委員会」より施設利用者数及び体験イベント参加者数の実績を求め、地域内交流人口について計画主体の静岡県・静岡市が検証をおこなう。